

福祉助成制度

所得などに応じて、利用要件があります。助成額など詳しくは各担当課にお問い合わせください。

問い合わせ＝福祉課障害福祉係（☎内線259）

	対象	内容
福祉タクシー券	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級を持つ在宅の人	初乗り料金が無料になる福祉タクシー券を交付
重度障害者移動支援	身体障害者手帳1・2級を持ち、一般の交通手段の利用が困難な在宅重度障害者など	リフトやスロープ付き乗用車などを運行して移動を支援
じん臓機能障害者等通院交通費補助	じん臓機能障害の身体障害者手帳を持ち、透析を受けている非課税の人など	通院交通費を補助
福祉車両の貸し出し	車いすを使用する身体障がい者など	助手席回転シート付車両を貸し出し
在宅重度障害者（児）紙おむつ等サービス利用券	3歳以上65歳未満で在宅の重度障害者、同居の家族	紙おむつと交換できる助成券を交付
在宅重度身体障害者等訪問入浴サービス	肢体不自由の身体障害者手帳1・2級で入浴に全介助が必要な在宅の人	入浴車で訪問し入浴を介助
要医療重症心身障害児（者）訪問看護支援	在宅で医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）の家族	訪問看護にかかった経費を補助（年間6回まで）

問い合わせ＝健康長寿課長寿支援係（☎内線556）

	対象	内容
ひとり暮らし高齢者無料入浴券	65歳以上のひとり暮らしの人	市内の公衆浴場などで使える無料入浴券を交付
鍼灸・マッサージサービス受療券	70歳以上の人	市内の施術所で使える受療券を交付
住宅改造補修費補助	60歳以上の人のみの非課税世帯	住宅バリアフリー改修工事費の一部を補助
緊急通報装置貸与事業	65歳以上の要支援・要介護認定者のみの世帯など	簡単な操作で消防本部への緊急通報を行える装置を無料で貸し出し※要件に当てはまらない65歳以上の人は、自己負担で設置可
「食」の自立支援事業	65歳以上の人のみの世帯または身体障害者で、調理が困難な人	週2回の昼食配達と安否確認
在宅ねたきり高齢者調髪利用券	6か月以上ねたきりの65歳以上の人	訪問理・美容を無料で受けられる利用券を交付
在宅ねたきり高齢者紙おむつ利用券	65歳以上の要介護4・5の人を、6か月以上在宅で介護している家族	紙おむつと交換できる利用券を交付
徘徊高齢者探索システム費用助成	認知症による徘徊行動のおそれがある65歳以上の人を介護する家族	探索システムの利用に係る登録費用などを助成

問い合わせ＝医療保険課医療助成係（☎内線257）

	対象	内容
福祉医療費助成制度	重度障がい者など	医療費を認定により助成

身体障害者等奨学助成金給付

自身か両親に一定以上の障がいがある場合、奨学助成金を受給できます。審査会を経て、申請者の口座へ年2回に分けて振り込みます。

対象＝次の全てに該当する人

- ・自身が身体障害者手帳1級から4級のいずれかを持っている、または両親のいずれかが身体障害者手帳1級もしくは2級を持っている
- ・市内に住所を有している
- ・高校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校、特別支援学校高等部に在学している

申し込み＝5月31日（火）までに、在学証明書（発行日が4月1日以降のもの）、身体障害者手帳、通帳を持参のうえ、申請書を直接福祉課（市役所1階）へ。申請用紙は、同課にあります。

問い合わせ＝福祉課障害福祉係（☎内線266）

学校	給付金額（年額）	
	本人が障がい者	親が障がい者
高校、高専、専修学校、各種学校	60,000円	30,000円
大学（短大を含む）	80,000円	40,000円
特別支援学校高等部	40,000円	20,000円

子育て世帯への 臨時特別給付金（支援給付金）

国の支給要領改正に伴い、令和3年9月以降の離婚などにより、2月28日時点で対象児童の養育者になっているにもかかわらず、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金・追加給付金・一括給付金・クーポン給付）を受け取れていない人に対し、支援給付金を支給します。

対象児童＝平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童

支給対象＝次のいずれかに該当する人

- ① 9月以降の離婚などにより、2月28日までに対象児童の養育者になっているものの、臨時特別給付を受け取れていない

- ② DV特例に該当する人や海外から帰国した人などで、2月28日までに対象児童の養育者となっているものの、給付を受け取れていない

給付額＝児童1人あたり10万円（元養育者から既に子育て世帯への臨時特別給付金の一部を受け取っていたり、児童のために使っていたりする場合は、その額を差し引いた額となります。）

申請期限＝4月28日（木）

申請方法＝該当する場合は、申請書を直接または郵送（当日消印有効）で、子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里・黒保根支所市民生活課へ。申請用紙は、同課と市ホームページにあります。

支給時期＝支給決定後、順次指定された口座へ振り込みます。

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47-1152）

4月から病後児保育事業の 実施場所などを変更

病気の回復期で、集団生活が困難な児童を預かる病後児保育事業について、「病児・病後児保育室はなぞの（織姫町4-33おりひめ医院内）」において、病児保育事業とともに実施します。

3月末までに「病児保育室はなぞの」で利用登録を行っている児童は、新たに登録する必要はありません。

開所日・時間＝月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時30分※土、日、祝日、年末年始を除く

対象＝市内に住所を有する1歳から小学校6年生までで、次の①と②を満たす児童。①病気の回復期に至らないが、容態の急変が認められない②病気の回復期であるが、集団生活が困難

利用料金＝1日2,000円※市民税非課税世帯・生活保護世帯は減免されます。また、物品などを購入した場合や緊急的な対応をした際には、別途料金がかかります。

問い合わせ＝病児・病後児保育室はなぞの（☎46-8166）、子育て支援課子ども施設係（☎47-1156）



病児・病後児保育事業において預かりができる病気など
※記載されている病気などであっても、ほかの病児の病状によってはお預かりができないことがあります。

- ・感冒や消化不良症（多症候性下痢）などの乳幼児が日常罹患する疾患
- ・喘息などの慢性疾患
- ・骨折などの外傷性疾患
- ・以下の感染性疾患
インフルエンザA型B型（新型インフルエンザは除く）／百日咳／麻疹／流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）／風疹／水痘（みずぼうそう）、カポジ水痘様発疹症／咽頭結膜炎（プール熱）／溶連菌感染症／手足口病／伝染性紅斑（りんご病）／ヘルパンギーナ／マイコプラズマ感染症／胃腸炎／伝染性膿痂疹（とびひ）／RSウイルス

病児・病後児保育事業において預かりができない症状など
※医師の診療情報提供書があっても、総合的に判断し、お預かりできないことがあります。

- ・38.5℃以上の高熱
- ・意識混濁
- ・喘息の重篤的な発作（急性発作）
- ・原因不明で2週間以上続く咳
- ・けいれん後48時間以上経過していない
- ・経口摂取がまったくできない
- ・嘔吐、下痢の状態が継続していて、著しい脱水状態（おしっこが出ないなど）
- ・病状が重く点滴を必要とする場合
- ・1歳の誕生日を過ぎてMR（麻疹・風疹混合ワクチン）、水痘ワクチン、BCG未接種のお子さん
- ・かかりつけ医などの診察により、利用が困難と判断された場合

医療用ウィッグなどの購入費を助成

国の統計で、日本人の2人に1人はがんになると言われています。がん治療は、長期に渡るため、治療を受けながら社会生活を送る人も多くいる中で、外見の変化を伴う場合も多く、経済的だけではなく心理的にも負担の大きい治療とされています。

そういった人々の負担を軽減するため、令和4年度から医療用ウィッグなどの購入費助成事業を始めます。

対象＝以下の①から③までの全てを満たす人

①がんの治療を受けている

②桐生市に1年以上継続して居住している

③市税などの滞納がない

※同じ種類を複数回申請することはできません。また、医療保険の適用となるものは除きます。

助成額＝購入金額または助成金の上限金額のうち、

低い方の金額。※1つの領収書が助成上限金額に満たない場合、複数の領収書を合算して申請することができます。

必要書類

- ・がんの治療を受けていることが分かる書類（治療計画書の写しなど）
- ・補整具の購入年月日、金額、内容が分かる書類（領収書など）
- ・申請者本人の確認ができるもの（運転免許証など）
- ・振込口座確認書類（通帳など）

※代理人が申請する場合は、委任状と本人確認書類
申し込み＝申請書を、直接または郵送で健康長寿課（市役所1階、〒376-8501桐生市役所）、新里・黒保根保健センターへ。申請用紙は同課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝健康長寿課成人保健係（☎内線267）

補整具の種類と助成上限金額

補整具の種類	物品例	助成上限金額	申請回数
ウィッグ（かつら）など	・医療用ウィッグ ・医療向け帽子 ・その他、頭部の脱毛をカバーする医療向けの物品	20,000円	1回限り
胸部補整具	・パッド ・パッドなどを固定する専用下着 ・がん治療により切除した乳房を補整する物品	30,000円	1回限り
エピテーゼ（欠損した体表に取り付ける人工物）	・人工乳房 ・顔面の皮膚を補うもの ・がん治療により切除した体の一部を補う物品	50,000円	1回限り

浄化槽設置補助金・貸付金

浄化槽の新設または転換を希望する人に、補助金の交付と設置資金の貸し付けを行います。

募集件数＝予算の範囲内（先着順）

※対象となる浄化槽には条件がありますので、事前に下水道課へお問い合わせください。

申込期限＝12月16日（金）

問い合わせ＝下水道課維持係（☎内線752）

補助金の限度額

浄化槽の種類		5人槽	7人槽	10人槽
補助金	新設	69,000円	90,000円	117,000円
	転換	252,000円	291,000円	360,000円
貸付金限度額		500,000円以内（無利子）		

※転換の場合、エコ補助金10万円を加算



◀浄化槽設置補助金（市ホームページ）

新桐生駅バリアフリー化設備が完成



東武鉄道が実施主体となり、国・群馬県・桐生市が協調して進めてきた新桐生駅バリアフリー化設備工事が完成し、3月19日から使用開始となりました。

この工事では、上下線ホームにエレベーターを設置し、こ線橋で繋いだほか、駅構内に障がい者対応型の多機能トイレが新設され、駅舎出入口のスロープが改修されました。

高齢者や障がいをお持ちの人が安心して利用でき、観光客も快適に移動できるようになった新桐生駅をぜひご利用ください。

問い合わせ＝交通ビジョン推進室交通ビジョン推進担当（☎内線386）

市営住宅での移動販売を希望する事業者を募集

市営住宅の入居者で食料品などの日常の買い物が困難な人などの生活を支援するため、市営住宅団地内の公共スペースを活用し、移動販売を実施する事業者を募集します。

販売品目＝食料品または日常生活用品など

販売形態＝自動車に販売設備を設けて販売するもの

販売場所＝市営住宅団地内（広場・通路・駐車場など）

販売日・時間＝市と協議により決定

申し込み＝許可申請書を直接建築住宅課（市役所4階）へ。申請用紙と移動販売事業実施要綱は、同課と市ホームページにあります。

問い合わせ＝建築住宅課住宅係（☎内線633）



令和4年度人間ドック費用助成

国民健康保険（国保）と後期高齢者医療制度の人間ドック費用助成の申し込みを受け付けます。なお、プレわたらせ健康診査、わたらせ健康診査はこの人間ドックと同じ検査内容を含むため、両方を受けることはできません。

対象＝市の国保税または後期高齢者医療保険料の完納者

助成金額＝日帰りドック…22,000円、日帰り脳ドック…30,000円※超えた分は自己負担

受付期間＝4月15日（金）～12月28日（水）

申し込み＝右表のとおりです。申請用紙は、各受付場所と市ホームページにあります。

▶助成決定後の保険医療機関への申し込み

審査後に決定通知書を郵送します。同封の登録保険医療機関一覧表を確認し、4月25日（月）から希望する登録保険医療機関へ直接申し込んでください。

受診期間＝5月2日（月）～令和5年1月31日（火）

▶桐生厚生総合病院の申し込みの初日

期日・時間＝4月23日（土）午前8時から午後1時まで

問い合わせ＝健康長寿課成人保健係（☎内線267）

申し込み方法	必要書類など
直接	申請書、被保険者証、「令和4年度わたらせ健康診査受診券」がある場合は受診券を持参し、各受付場所へ。 ▶受付場所 ①4月15日（金）～5月31日（火）…健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根保健センター、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館 ②6月1日（水）～12月28日（水）…健康長寿課、新里・黒保根保健センター
Eメール	申請書、被保険者証の写しを添付して、健康長寿課成人保健係（kenkochoju2@city.kiryu.lg.jp）へ。
郵送	申請書、被保険者証の写しを12月28日（水）まで（必着）に、健康長寿課成人保健係（〒376-8501 桐生市役所）へ。
ファクシミリ	申請書、被保険者証の写しを健康長寿課成人保健係（ファクシミリ 45-2940）へ。